

「文化情報の整備と活用戦略」

東京大学大学院情報学環 教授
吉見 俊哉

文化情報の整備と活用についての戦略研究委員会

委員長	吉見俊哉	東京大学教授
副委員長	柳 与志夫	国立国会図書館主幹
委 員	伊藤 隆彦	鹿島建設開発計画部担当部長
	境 真良	国際大学グローバル・コミュニケーションセンター客員調査員
	佐々木 秀彦	東京都美術館施設活用担当係長
	高野 明彦	国立情報学研究所連想情報学研究開発センター長・教授
	豊田 高広	田原市中央図書館長
	福島 幸宏	京都府立総合資料館歴史資料課主任
	藤原 通孝	地方自治確立対策協議会地方分権改革推進本部事務局部長
	南 学	横浜市立大学教授、エクステンションセンター長
	村井 良子	有限会社プランニング・ラボ代表取締役
オブザーバー	福井 健策(骨董通り法律事務所 弁護士)	
	松田 昇剛(総務省情報流通常行政局情報流通振興課 課長補佐)	
	白石 牧子(総務省情報流通常行政局情報流通振興課 制度係長)	
	笠岡 瑞紀(総務省情報流通常行政局情報流通振興課)	
	高柳 大輔(経済産業省文化情報関連産業課 課長補佐)	

懇談会 2010年 3月4日、7月22日

委員会 2011年 1月28日、2月10日、2月25日、3月8日、3月24日

→ 「文化情報の整備と活用」提言(案)

廃墟からのムーブメント

3.11まるごとアーカイブ

- 被災地の過去の映像の収集とデジタル化
- 津波で流されたアルバムや写真の返還とデジタル化
- 津波映像や避難行動の写真等の収集と公開
- 被災地の撮影と公開
- 行政の災害対応文書等のデジタル化と検証
- 地域コミュニティの復興過程の参加型記録と公開
- 地場産業の復興過程の記録と公開
- 子供の目線で長期に復興を記録、上映
- 社会科の補助教材の製作：震災についての電子教科書と学習実験
- コミュニティ放送、CATVの放送記録のアーカイブ
- 被災者の避難行動の聞き取り
- 道路からの360度撮影を測量
- 全国の図書館の協力による地域史の呼び戻し

他にも、MLAK、文化財レスキューなど諸活動が展開



どのように制度化していくか

文化資源・デジタル文化情報に関する地域と国、世界をつなぐ仕組みの構築が不可欠

「豊かさ」の転換：大衆消費から知識循環へ

- 大衆消費社会の「豊かさ」はすでに全アジアの現実：日本の優位性の喪失
⇒「質」としての豊かさ：国や地域の文化の継承と深まり
- 近世・近代の日本における学術／芸術／メディア文化の高度な集積
→再利用による文化価値への転換
←高度な情報技術を基盤にした知識インフラの構築（デジタル文化財）

1. 翻訳と創造：日本は近代において、欧米の文化資産をアジアの言語や文化様式に翻訳するセンターの役割を果たしてきた。
2. 多様性と統一：日本列島は南北に長く、多数の島、村々において多様な文化が育まれてきた（戦後、東京一極集中でそれらの多様な個性は画一化された）。
3. 保存と再利用：古書店や骨董屋、地方の個人コレクター、民間業者等の収集・保存活動により、相対的に多くの文化資産が維持されてきた。

- ソフトパワー戦略：「クールジャパン」から「スマートジャパン」へ
←地域社会に根づいたMALUI連携によるデジタル文化情報の活用

定義：文化資源とデジタル文化情報

● 文化財・文化資源

博物館・史料館等が収集してきた資料群から図書や文書、美術作品からマンガ、アニメ、ゲーム等のメディア芸術、映画フィルムやテレビ番組、VR、アマチュア映像、ラジオ番組、音楽レコード、写真、脚本・シナリオ、楽譜、設計図等、**文字・図像・映像・音声のいずれかの形式をとった文化的記録**。一般に前者を文化財、後者を文化的記録とするが、厳密な境界線があるわけではない。以下では名称を「文化資源」で統一する。

● デジタル文化情報

上記の文化資源がデジタル化され、標準的なフォーマットによりメタデータが付与されて利活用可能になった文化資源を「デジタル文化情報」とする。

目標：実態把握からデジタル活用へ

文化資源に関する俯瞰的な調査を進め、その所在や利活用に関する情報を総合的に共有することにより、知的財産にかかる法的処理の効率化・規格化を図り、デジタル文化情報を統合的に管理していくための標準化や情報の共有化を促進し、これらを地域社会や文化機関が公共的文化資源として横断的に活用できる仕組みを整備

- 1.俯瞰的な調査
- 2.情報を総合的に共有
- 3.知的財産にかかる法的処理の効率化・規格化
- 4.デジタル文化情報の標準化や情報の共有化
- 5.公共的文化資源として横断的に活用できる仕組み

主体：マスコミからMALUIへ

20世紀の大衆消費社会

文化資源の**生産・流通・消費**

←出版社や新聞社、放送局、映画産業などの大規模なメディア産業

21世紀の知識循環社会

文化資源の**保存と活用、価値の創造**

←図書館、博物館・美術館、文書館・資料館、フィルムセンター、番組アーカイブ等の保存機関と大学、文化産業の横断的な連携(MALUI連携)

MはMuseum、AはArchives、LはLibrary、UはUniversity、IはIndustry

MALUI連携

- 1.デジタル情報の共有化
- 2.文化資源の販売・展示・閲覧や情報提供・助言サービスの拠点化
- 3.地域全体の文化情報ネットワーク化
- 4.地域社会における博物館、文書館、図書館の統合型の文化資源機関

MALUI連携を担う新たな人材の育成

- a. **地域ソポーター** それぞれの地域社会でより幅広い人々が参加できる資格であり、ボランティアベースで地域の文化資源の発掘・収集や活用の具体的な現場にかかわる。
- b. **地域情報エディター** 地域ソポーターのリーダーとして任期制で選任し、専門知識やスキルを持った人材で構成される。
- c. **デジタルキュレーター** 常勤の高度な専門職となる。それぞれの文化資源の扱いに熟達し、各地の文化資源を集約・統合し、デジタル化や利用者との接点づくり、国レベルでの事業の実施を担う。「デジタルキュレーター」は、既存の資格制度ではなく、大学院レベルの新しい育成プログラムによって育成され、デジタルアーカイブ技術と文化資源に関する幅広い知見を兼ね備えた新しい専門職として定義される。

← 地域の文化資源の発掘は、これまで一部の意欲的な学芸員や司書が取り組んできたが、それらの取り組みを拡大し、地域の文化資源を核に社会全体がデジタル文化情報を共有化していくためには、MALUI連携を推進する人材の組織化が必要である。

法的整備とメタデータの共有化

法・制度面での3つの突破口

1. デジタル文化情報の法的性質はそれを生み出す段階での契約によって決定される。各地域でどのような契約を結ぶべきか判断がつかなかったり、相互に不整合な契約内容であるが故に再資源化が疎外される事態をさけるべく、**デジタル化にかかる標準ライセンスを開発、整備する。**
2. 権利者の所在がわからない等、**契約による権利処理ができない著作物（「孤児著作物」）**をデジタル化するための集中権利処理事業を行う。各地域拠点の依頼により、孤児著作物のデジタル化の際に必要な文化庁長官の裁定手続きを一括して集中的に行うことで、孤児著作物に関する利活用コストの最小化を図る。
3. 各地域拠点で作られたデジタル文化情報の相互利用を促進するため、当該資源に関するメタデータを整備することが肝要である。この作業は、第一義的にはデジタル文化情報を保有する各地域拠点が行うが、その相互運用性を確保するため、**メタデータ交換センター事業**を行う。この事業には、メタデータの交換システムの整備・運営の他、構造に関する規定や、オブジェクトの登録単位など、構造の最小単位となる要素の規定の仕方などを包含した**メタデータガイドラインの整備**が含まれる。

「デジタルスミソニアン(仮称)」の建設

役割 デジタルスミソニアンは、政府と連携しながら、**我が国のデジタル文化情報関連活動の国際戦略を策定**するヘッドクオーターとなる。

立地 災害への耐性を高め、同時に国内の各地域拠点からのアクセスをしやすくするため、東西二つのデジタルスミソニアンを建設する。西日本は、新旧文化資源の蓄積がある**京都**に置く。東日本は、**仙台**を念頭に東北地方に設け、**我が国の資源をデジタル化して世界に提供し、また世界のデジタル文化情報を日本国内の文化活動と結びつけるハブとして、東北が世界に貢献していく力強い意思表示**とする。

機能 東西のデジタルスミソニアンは、役割を分担しつつ、各地域拠点が整備したデジタル文化情報のアジア内外での円滑な相互利用を支援する。**各地域拠点では処理が難しい文化資源の大規模デジタル化、国内向けメタデータ交換システムの各国の相当システムとの連結、標準ライセンスを適用した場合の国際的な相互利用標準契約の整備、等の措置を行う。**

構成 デジタルスミソニアンでは、**外国人の長期居留条件の緩和など国際文化都市の建設を促し、自らも積極的に外国人を雇用するなどしてデジタル文化情報等の外国への活発な翻訳を促す。**

まとめと提言

- 文化資源の所在や利活用に関する情報の総合的な整備のため、実態把握のための俯瞰的な調査を早期に実施する。
- 文化資源・デジタル文化情報の発掘・編集・蓄積・活用を推進するためのトップレベル(デジタルキュレーター)の人材養成を行う大学院レベルの課程を設置する。地域情報エディター及び地域サポーター養成講座を地域の大学等を中心に順次開設する。
- 地域の文化資源拠点を確保するため、新規複合施設の建設、既存の公共施設・民間施設を問わず、改修・統合化のための予算措置を速やかに行う。各拠点には活動の中心的役割を果たす地域情報エディターを配置する。柔軟な施設運営を可能にするための新たな資金確保や運営制度の在り方を検討する。
- 京都・仙台等に、5年以内を目処に、国全体のナショナルデジタルアーカイブセンター(デジタルスミソニアン)を設置する。